

大阪府知事 吉村 洋文 殿

2024年6月14日

大阪 PFAS 汚染と健康を考える会

代表 大島 民旗

PFAS 対策に関する大阪府への要望書

今、社会問題となっている有機フッ素化合物である PFAS 汚染。中でも代表的な化学物質である PFOA や PFOS は泡消火剤、半導体製造、金属加工、化粧品、防寒具、カーペット、スプレーなど日用品から産業用まで広く使用されてきました。

この PFAS はその有害性から「ストックホルム条約」で大幅な規制が行われ、国内でも 2010 年に PFOS、2019 年に PFOA を製造・使用・輸入を原則禁止となりました。こうした流れを受けて、国は 2020 年になって PFOS + PFOA 合計値で水質の暫定目標値を 50ng/ml と定めました。

環境省が全国の河川・地下水・湧水の調査を公表したのは 2020 年度からですが、摂津市のダイキン工業淀川製作所周辺の河川、地下水から暫定基準値の 36 倍という全国一の高濃度汚染が判明しました。大阪府は 2021 年度から PFOA、PFOS を水質「監視項目」に追加し、調査結果を公表しています。そこでは府下 18 地点で暫定基準値を上回り、直近の 2023 年 8 月の調査では、摂津市のダイキン工業淀川製作所近接の地下水から 26,000ng/ml(暫定基準値の 520 倍)、水路から 7,800ng/ml(156 倍)の高濃度汚染が検出、しかも同地点では 2020 年以降年々汚染度が高くなっています。

ダイキン工業はおよそ半世紀以上にわたり PFOA を製造し続け、大気への拡散及び工場から排水を流し続けました。ダイキン工業は 2012 年度には PFOA の製造を終了し、活性炭などを通じて環境汚染対策を取ったとしていますが 12 年を経て尚、高濃度汚染が続く状況は重大な懸念であり、著しく住民の健康不安を高めています。

こうした状況を受け、2023 年 11 月「大阪 PFAS 汚染と健康を考える会」が発足し、昨年秋、住民を対象に 1193 人の血液検査を実施しました。

3 月 31 日に行った 459 人分の中間発表では米国科学・工学・医学アカデミーが提唱している健康管理基準値 20ng/ml を超える方が続出し、最高値は PFOA 596.6ng/ml でした。しかし、環境省の国会答弁では「健康影響への科学的知見はない」とし、大阪府も同様の立場に固執し繰り返し、情報公開や血液検査等の実施を拒んでいます。国及び地方自治体は、住民のいのちと健康を守ることが第一の責務です。

そこで大阪 PFAS 汚染と健康を考える会として、以下要望します。

【要望事項】

1、PFAS汚染に関する情報公開を求める。

- ① ダイキン工業を指導する立場にある大阪府として、2009年以來開催されてきた大阪府、摂津市、ダイキン工業の三者(時に大阪市、大阪府環境研究所等)による「神崎川水域 PFOA 対策連絡会議」で示されたダイキン工業が拒んでいたダイキン工業内データ(排出量・現在の敷地内濃度・従業員の血液検査結果等)のすべてを公表すること。
- ② 大阪府の責任でダイキン工業淀川製作所がPFOA除去に活用した活性炭の処理状況を公開すること。
- ③ 大阪府下における浄水場におけるPFAS汚染状況及び活性炭使用状況及び対策費用等に関するすべての情報を公開すること。
- ④ 浄水場で使用された活性炭がどのように処理されたのか情報を、を公開のこと。
- ⑤ 大阪府が万博推進局をつくり吉村大阪府知事が関西万博協会副会長を務める万博予定地である夢洲地域におけるPFASに関する環境調査の実施状況及び結果、今後の予定について公表すること。

2、全ての地域でPFAS暫定目標値を下回るよう環境改善対策を実施し、公表すること。

- ① 府下の河川・地下水の汚染状況を鑑み、PFAS暫定目標値以下にするために具体策を講じること及びスケジュールなど目標を明示すること。
- ② すでに広がっている敷地外の水・土壤汚染に対して対策を明示すること。
- ③ 府民が希望する水・土壤などの汚染調査を大阪府の責任で測定できるよう対策を講じること。

3、大阪府の責任で希望する大阪府民の血液検査を無償で実施すること等。

- ① 摂津市はじめ各市町村が独自に実施する血液検査含むPFASから健康を守るために対策へ財政支援を行い、広く汚染実態を把握すること。
- ② ダイキン工業の責任で元従業員を含む従業員、非正規従業員、下請け業者を対象にした血液検査を行うよう指導すること。
- ③ 大阪府民が希望するPFAS血液検査を府の責任で実施すること及び住民が自主的に行う血液検査費用を全額公費で行うこと。
- ④ 公的医療機関でPFAS外来を実施し、府民の健康管理を行うこと。
- ⑤ PFAS外来における自己負担が生じないよう、公的責任で自己負担を免除すること。
- ⑥ 東京都などが実施しているような、「PFAS相談窓口」を大阪府として設置し、周知徹底すること。

4、内閣府が2月に公表した「PFAS摂取許容量案」に対し、大阪府として撤回の申し入れを行うこと。

以上